

第九十三号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十条第四項ただし書中「社会福祉施設」の下に「又はこれに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第百九号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の改正に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。